

順正高等看護福祉専門学校学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は高度の専門的知識と技能及び幅広い教養を兼備した優秀な看護師及び介護福祉士を養成することを目的とする。

(名称位置)

第 2 条 本校は順正高等看護福祉専門学校と称し、岡山県高梁市伊賀町 8 番地に設置する。

第 2 章 修業年限、学年、学期、定員及び休日

(修業年限・在学期間・課程・学科及び定員)

第 3 条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
看護専門課程	看護学科	3 年	60 名	180 名	2
社会福祉専門課程	介護福祉学科	2 年	40 名	80 名	1

第 4 条 看護専門課程看護学科は保健師助産師看護師法第 21 条第 2 号による看護師 3 年課程とする。

2 社会福祉専門課程介護福祉学科は社会福祉士及び介護福祉士法第 39 条第 1 号による介護福祉士 2 年課程とする。

第 5 条 在学期間は、病気その他の事由によりこれを延長することはできるが、修業年限の 2 倍をこえることはできない。

第 6 条 削除

(学年及び学期)

第 7 条 本校の学年は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

2 学年を次の二学期に分ける。

前期 4 月 1 日より 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日より 3 月 31 日まで

(休 業 日)

第 8 条 本校の休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 創立者の日
- (4) 学園創立記念日

- (5) 季節休業日(通年8週間を原則とし詳細は別に定める)
- 2 特別の事情があるとき校長は前項の休業日を変更することができる。
 - 3 学校は第1項に定める休業日のほかに臨時の休業日を定めることができる。

第3章 授業科目、単位数及び単位認定

(授業科目、単位数及び単位の基準)

第9条 本校における授業科目及び単位数は別表Iのとおりとする。

2 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定める。

3 看護学科における臨地実習については、1単位の授業時間数は45時間とする。

(成績評価、単位の認定)

第10条 授業科目の成績評価、単位認定は、所定の授業時間数を出席し、各学期末の試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案し、合格したとき当該授業科目を履修したものと認定する。

2 各授業科目の成績は100点をもって満点とし、60点以上を合格とする。これを公表する場合は、優、良、可、不可の標語を用い、不可を不合格とする。

3 合格点に達しない授業科目につき再試験を行うことができる。

4 科目試験に欠席した学生で、その理由が正当であると認められた者には追試験を行うことができる。

第4章 入学

(入学時期)

第11条 入学は学年の初めとする。

(入学資格)

第12条 本校に入学することのできる者は次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外によりこれに相当する学校教育を修了したものを含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む)
- (7) 本校の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18歳に達した者

(出願手続)

第13条 前条により入学を志望する者は、入学願書に必要事項を記載して、所定の入学検定料及

び別に指定する必要書類を添えて願出しなければならない。

(入学試験)

第 14 条 入学試験は次の方法により行う。

- (1) 書類審査
- (2) 学科試験または面接試験

2 入学試験の実施に関し必要な事項は別に定める。

(入学手続)

第 15 条 入学試験合格者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書、その他本校所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料及びその他の諸納付金を納入し、かつ所定の宣誓をしなければならない。

2 入学試験合格者が、故なくして前項の手続きを怠るときは、合格の許可を取り消すことがある。

3 前第 1 項の手続を完了した者に対して、校長は入学許可を与える。

第 5 章 出席・欠席・休学・転学・退学

(出 席)

第 16 条 学生は各授業科目について所定の授業時間数の 3 分の 2 以上出席しなければならない。介護福祉学科においては、介護実習については所定の授業時間数の 5 分の 4 以上出席しなければならない。

(欠 席)

第 17 条 病気その他の事由のため欠席が 7 日間以上に及ぶ時は医師の診断書又は詳細な理由書を添えて校長に提出しなければならない。

(休 学)

第 18 条 学生は病気その他の事由により引続き 3 ヶ月以上就学困難な場合は医師の診断書又は詳細な理由書を添えて保証人連署の上で校長に願出で許可を受け休学することができる。

2 病気その他の事由により就学することが適当でないと認められる学生に対して校長は期間定めて休学を命ずることがある。

3 休学期間は通算して 2 年をこえることができない。

4 休学期間は在学期間に算入しない。

5 休学期間であっても事由が消滅し、就学しようとするときは復学願を提出して校長の許可を受け復学することができる。

(転学・転入学)

第 19 条 学生が他の養成所へ転学を希望するときは、校長に願出で許可を受けなければならない。

2 本校へ転入学を希望する者については欠員のある場合に限り、且つ前の養成所の教育進捗状況が同等又はそれ以上である場合に限り校長はこれを許可することができる。

(退 学)

第 20 条 学生が病気その他の事由により退学しようとするときは医師の診断書又は詳細な理由書を添えて保証人連署の上で校長に願出で許可を得なければならない。

第 6 章 卒 業

第 21 条 本校に看護学科は 3 年以上，介護福祉学科は 2 年以上在学し，学則第 3 章第 9 条に定める授業科目の単位数を修得した者について校長は卒業を認め卒業証書を授与する。

2 校長は，欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超える者について原則として卒業を認めないものとする。

3 前項により，看護学科を修了した者には，専門士(医療専門課程)の称号を授与する。介護福祉学科を修了した者には，専門士(教育・社会福祉専門課程)の称号を授与する。

第 7 章 表彰，懲戒及び除籍

(表 彰)

第 22 条 学生が他の模範となる行いをしたときは校長はこれを表彰することができる。

(懲 戒)

第 23 条 学生が本校の諸規則に違反し，学校内の秩序を乱し，その他学生の本分に反する行為をしたときは校長はこれを懲戒することができる。

2 懲戒の種類は次のとおりとする。

- (1) 訓 告
- (2) 停 学
- (3) 退 学

3 停学が引続き 3 ヶ月以上にわたるときは，その期間は修業年限に算入しない。

4 学生が次の各号の一つに該当するときは校長はこれを退学に処することができる。

- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- (2) 正当な理由もなく出席が常でなく成業の見込のない者
- (3) 学内の秩序を乱し，いちじるしく学生の本分に反した者

(除 籍)

第 24 条 学生が次の各号の一つに該当するときは校長はこれを除籍することができる。

- (1) 留年又は卒業延期となった者で必要な履修手続を行なわない者
- (2) 死亡並びに 3 ヶ月以上無断欠席が続き，その所在が不明の者
- (3) 第 4 条の在学期間在籍してなお卒業が認められない者
- (4) 正当な事由はなく，授業料その他の諸納付金納入の義務を怠り再三督促を受けてもなお納入しない者

第 8 章 教 職 員

第 25 条 本校の教職員は次のとおりとする。

- (1) 校 長 1 名
- (2) 副 校 長 必要に応じて若干名
- (3) 図書館長 1 名

(4) 専任教員

看護学科 10名以上（教務主任1名, 実習調整者1名を含む）

介護福祉学科 3名以上（教務主任1名を含む）

(5) 講師 若干名

(6) 事務員 3名以上

(7) 健康管理医 1名

(8) 舎監 1名

2 本校に重要な事項を審議するため、校長、副校長、専任教員、事務職員をもって構成する教職員会議を置く。

3 教育の内容に関する事項を審議するため、校長、副校長、専任教員をもって構成する教務会議を置く。

第9章 納付金

(入学金, 授業料, その他)

第26条 本校の納付金は別表Ⅱのとおりとする。

2 前項の納付金は別に定める規定により納付しなければならない。

第27条 休学中の休学料は、月額25,000円とする。

第28条 退学、転学及び停学者においてもその期の納付金は全額納入しなければならない。

第29条 既納の納付金は原則として返還しないものとする。

2 既納の納付金の返還については、別に定める規定による。

第10章 健康診断

第30条 学生の健康の保持及び疾病の早期発見のために健康診断を定期的に行う。

第11章 寄宿舎

第31条 学生のために寄宿舎を設ける。

2 前項に関する規定は別に定める。

第12章 その他

第32条 この学則の施行について必要な細則は校長が別に定める。

附則 この学則は昭和51年4月1日から施行する。

附則 この改正学則は昭和52年4月1日から施行する。

附則 この改正学則は昭和53年4月1日から施行する。

附則 この改正学則は昭和54年4月1日から施行する。

附則 この改正学則は昭和55年4月1日から施行する。

附則 この改正学則は昭和56年4月1日から施行する。

附則 この改正学則は昭和57年4月1日から施行する。

附則 この改正学則は昭和58年4月1日から施行する。

- 附 則 この改正学則は昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、昭和 60 年度以前の入学生に対しては、第 9 章第 28 条第 1 項第 3 号を除き、
なお従前の学則を適用する。
- 附 則 この改正学則は昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、昭和 61 年度以前の入学生に対しては、第 9 章第 28 条第 1 項第 3 号と第 4
号を除き、なお従前の学則を適用する。
- 附 則 この改正学則は昭和 62 年 11 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、昭和 62 年度以前の入学生に対しては、第 9 章第 28 条第 1 項第 3 号と第 5
号を除き、なお従前の学則を適用する。
- 附 則 この改正学則は平成元年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 9 章第 28 条第 1 項第 5 号については昭和 62 年度以前の入学生 230,000
円(年額)とする。
- 附 則 この改正学則は平成元年 4 月 1 日から施行する。
ただし、昭和 62 年度以前の入学生に対しては、第 9 章第 28 条第 1 項第 4 号
は 36,000 円(年額)第 5 号は 237,000 円(年額)第 6 号は 40,000 円(年額)第 7 号は 36,000 円(年
額)とする。
- 附 則 この改正学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、平成元年度以前の入学生については、第 3 章第 9 条の本校における学科目
及び時間数は従前の学則を適用する。
- 附 則 この改正学則は平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は平成 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は平成 6 年 11 月 22 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は平成 7 年 3 月 3 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、この改正前に入学した学生は、第 9 条、第 10 条、第 23 条については従前の
学則を適用する。
- 附 則 この改正学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 この改正学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正学則は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正学則は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正学則は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正学則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この改正学則は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 26 条、第 27 条については従前の学則を適用する。

附 則 この改正学則は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 2 条については従前の学則を適用する。

附 則 この改正学則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、この改正前に入学した学生は、第 9 条については従前の学則を適用する。

附 則 この改正学則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

なお、第 3 条に規定する看護学科総定員は、2019 年度から 2020 年度までの間は次のとおりとする。

2019 年度 220 名

2020 年度 200 名

なお、第 25 条（4）に規定する看護学科専任教員数は、2019 年度から 2020 年度までの間は次のとおりとする。

2019 年度 12 名以上

2020 年度 11 名以上

別表 I
看護学科

区分	授業科目	単位数(時間数)						備考
		講義及び演習		実習		合計		
		単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	
基礎分野	生命倫理学	1	15			1	15	
	教育学	1	30			1	30	
	心理学	1	30			1	30	
	保健体育	1	30			1	30	
	英語	1	30			1	30	
	社会学	1	30			1	30	
	生活科学	1	30			1	30	
	基礎科学	1	30			1	30	
	論理学	1	30			1	30	
	情報科学	1	30			1	30	
	文化人類学	1	15			1	15	
	人間関係論 I	1	15			1	15	
人間関係論 II	1	15			1	15		
小計		13	330			13	330	
専門基礎分野	解剖生理学 I 総論	1	30			1	30	
	解剖生理学 II 血液・造血器・生体防御機構・循環器系	1	30			1	30	
	解剖生理学 III 呼吸器・内分泌系	1	30			1	30	
	解剖生理学 IV 消化器・生殖器系	1	30			1	30	
	解剖生理学 V 運動器・脳神経・感覚器系	1	30			1	30	
	病理学 I 総論	1	30			1	30	
	病理学 II 循環・血液と造血・人体の防御機構機能の障害	1	30			1	30	
	病理学 III 呼吸・内分泌・代謝・体液調節機能の障害	1	30			1	30	
	病理学 IV 栄養摂取・消化・排泄・生殖機能の障害	1	30			1	30	
	病理学 V 脳神経・感覚・運動機能の障害	1	30			1	30	
	検査総論	1	15			1	15	
	治療論	1	30			1	30	
	代謝栄養学	1	15			1	15	
	臨床栄養学	1	15			1	15	
	微生物学	1	30			1	30	
	薬理学	1	30			1	30	
	医療論	1	15			1	15	
	公衆衛生学	1	15			1	15	
社会福祉	2	30			2	30		
関係法規	2	30			2	30		
小計		22	525			22	525	
専門分野 I	看護学概論	1	30			1	30	
	看護理論	1	15			1	15	
	基礎看護技術 I コミュニケーション	1	30			1	30	
	基礎看護技術 II フィジカルアセスメント	1	45			1	45	
	基礎看護技術 III 療養上の安全を守る技術	1	30			1	30	
	基礎看護技術 IV 食事・排泄の援助技術	1	30			1	30	
	基礎看護技術 V 活動と休息・清潔の援助技術	1	30			1	30	
基礎看護技術 VI 診療の補助技術	1	45			1	45		
看護過程	1	30			1	30		

区分	授業科目	単位数(時間数)						備考
		講義及び演習		実習		合計		
専門分野 I	臨床看護総論	1	30			1	30	
	基礎看護学実習 I			1	45	1	45	
	基礎看護学実習 II			1	45	1	45	
	基礎看護学実習 III			1	45	1	45	
小計		10	315	3	135	13	450	
専門分野 II	成人看護学 I 保健・概論	1	30			1	30	
	成人看護学 II 総論・成人看護技術	1	30			1	30	
	成人看護学 III 栄養摂取障害をもつ患者の看護	1	30			1	30	
	成人看護学 IV 呼吸・循環機能障害をもつ患者の看護	1	30			1	30	
	成人看護学 V 生体防御機構・内分泌・代謝障害をもつ患者の看護	1	30			1	30	
	成人看護学 VI 排泄・神経・運動機能障害をもつ患者の看護	1	30			1	30	
	老年看護学 I 保健・概論	1	30			1	30	
	老年看護学 II 高齢者の日常生活の援助	1	30			1	30	
	老年看護学 III 高齢者の健康障害特徴と看護	1	30			1	30	
	老年看護学 IV 認知症高齢者の看護と高齢者の看護過程	1	15			1	15	
	小児看護学 I 概論	1	30			1	30	
	小児看護学 II 小児保健	1	15			1	15	
	小児看護学 III 援助論	1	30			1	30	
	小児看護学 IV 疾病論	1	30			1	30	
	母性看護学 I 概論・保健	1	30			1	30	
	母性看護学 II 正常な妊婦・産婦・新生児の看護	1	30			1	30	
	母性看護学 III 正常な褥婦の看護	1	15			1	15	
	母性看護学 IV 周産期にある人のハイリスク時の看護、母性看護における看護過程	1	30			1	30	
	精神看護学 I 概論	1	15			1	15	
	精神看護学 II 精神保健	1	30			1	30	
	精神看護学 III 援助論	1	30			1	30	
	精神看護学 IV 精神看護技術	1	30			1	30	
	成人看護学実習 I 慢性病を持つ対象への看護実習			3	135	3	135	
	成人看護学実習 II 急激な健康破綻をきたした対象への看護実習			3	135	3	135	
	老年看護学実習 I 施設実習			1	45	1	45	
	老年看護学実習 II 病院実習			3	135	3	135	
	小児看護学実習			2	90	2	90	
	母性看護学実習			2	90	2	90	
精神看護学実習			2	90	2	90		
小計		22	600	16	720	38	1320	
統合分野	在宅看護論 I 概論	1	15			1	15	
	在宅看護論 II 在宅看護技術	1	30			1	30	
	在宅看護論 III 在宅看護過程	1	30			1	30	
	在宅看護論 IV 在宅看護と法規	1	15			1	15	
	医療安全	1	30			1	30	
	災害看護	1	30			1	30	
	看護管理	1	15			1	15	
	看護研究	1	30			1	30	
	在宅看護論実習			2	90	2	90	
	総合実習			2	90	2	90	
小計		8	195	4	180	12	375	
総計		75	1965	23	1035	98	3000	

別表 I
介護福祉学科

区分	授業科目	単位数(時間数)						備考
		講義及び演習		実習		合計		
		単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	
人間と社会	人間の尊厳と自立 I	2	30			2	30	
	人間の尊厳と自立 II	2	30			2	30	
	人間関係とコミュニケーション	2	30			2	30	
	社会の理解 I	2	30			2	30	
	社会の理解 II	2	30			2	30	
	社会学 I	2	30			2	30	
	社会学 II	2	30			2	30	
	児童福祉論	2	30			2	30	
小 計		16	240			16	240	
介護	介護の基本 I	2	30			2	30	
	介護の基本 II	2	30			2	30	
	介護の基本 III	2	30			2	30	
	介護の基本 IV	2	30			2	30	
	介護の基本 V	2	30			2	30	
	介護の基本 VI	2	30			2	30	
	コミュニケーション技術	4	60			4	60	
	生活支援技術 I	2	30			2	30	
	生活支援技術 II	2	30			2	30	
	生活支援技術 III	2	30			2	30	
	生活支援技術 IV	2	30			2	30	
	生活支援技術 V	2	30			2	30	
	生活支援技術 VI	2	30			2	30	
	生活支援技術 VII	4	60			4	60	
	生活支援技術 VIII	4	60			4	60	
	介護過程 I	2	30			2	30	
	介護過程 II	2	30			2	30	
	介護過程 III	2	30			2	30	
	介護過程 IV	2	30			2	30	
	介護過程 V	2	30			2	30	
	介護総合演習 I	2	30			2	30	
	介護総合演習 II	2	30			2	30	
	介護総合演習 III	2	30			2	30	
	介護総合演習 IV	2	30			2	30	
介護実習 I			2	80	2	80		
介護実習 II			4	120	4	120		
介護実習 III			3	96	3	96		
介護実習 IV			5	160	5	160		
小 計		54	810	14	456	68	1266	

区分	授業科目	単位数(時間数)				備考		
		講義及び演習	実習	合計				
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解Ⅰ	2	30			2	30	
	発達と老化の理解Ⅱ	2	30			2	30	
	認知症の理解Ⅰ	2	30			2	30	
	認知症の理解Ⅱ	2	30			2	30	
	障害の理解Ⅰ	2	30			2	30	
	障害の理解Ⅱ	2	30			2	30	
	こころとからだのしくみⅠ	2	30			2	30	
	こころとからだのしくみⅡ	2	30			2	30	
	こころとからだのしくみⅢ	2	30			2	30	
	こころとからだのしくみⅣ	2	30			2	30	
小計		20	300			20	300	
医療的ケア	医療的ケアⅠ	2	30			2	30	
	医療的ケアⅡ	2	30			2	30	
	医療的ケアⅢ	2	30			2	30	
	医療的ケアⅣ	2	30			2	30	
小計		8	120			8	120	
総計		98	1470	14	456	112	1926	

別表Ⅱ

課程名	学科名	入学金	授業料	施設設備費
看護専門課程	看護学科	280,000 円	890,000 円	300,000 円
社会福祉専門課程	介護福祉学科	280,000 円	600,000 円	200,000 円

入学検定料 20,000 円（ただし、専願入試は 10,000 円）